

1. 件名：新検査制度の運用に関する中国電力株式会社との面談

2. 日時：令和2年12月8日（火）15：00～16：20

3. 場所：中国電力株式会社島根原子力発電所2号館支援室

4. 出席者

原子力規制庁

実用炉監視部門 武山安全規制管理官、久光上級原子炉解析専門官

島根原子力規制事務所 加藤所長、吉田検査官、小山検査官

中国電力株式会社

島根原子力発電所 岩崎所長ほか16名

5. 要旨

中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）島根原子力発電所職員と新検査制度の運用について意見交換を行った。中国電力からは、次のような意見があった。

- ①検査官が会議を傍聴していると、当初は緊張して言いたいことも言えない場面もあったが、最近は気にせずに会議を行えるようになった。
- ②従前の保安検査では、現場へのエスコートや保安活動の内容の説明に時間を要していたが、原子力規制検査では、フリーアクセスに伴い事業者の同行が不要となった。そのため、事業者が自らの業務や現場巡視に時間を費やすことができるようになった。むしろ、検査官に負けなくらい現場に行くようにしなければと考えている。
- ③品質マネジメントシステムのチーム検査で、ホワイトボードを使って気付き事項を共有したことは、共通理解を容易にする上で有効だった。日常検査でも、質問事項を書面で示すなど、共通理解を容易にする工夫を望む。
- ④どの程度の「劣化」があれば、パフォーマンス劣化となるのかが不明。

上記意見③及び④に対して、原子力規制庁から次の意見を述べた。

- 質問事項を書面で示すことについては、ほかの規制事務所でも行っているところもあるので、対応したい。
- 決められたルールを満たしていなければ「パフォーマンス劣化」となり、程度を考えるのは、そのパフォーマンス劣化による安全上の影響の評価（安全重要度評価）においてである。

また、原子力規制庁から、中国電力に対して、改善措置活動において協力会社からの意見も活用しているのか尋ねたところ、設備点検で確認された不具合や改善要望事項については、主管課を通じてコンディションレポート化されるルールにはなっているが、それ以外の気付きレベルのものについては、主管課が協力会社から情報を受けての処理をコンディションレポートとして取り扱うかは主管課の自主的判断としているとのことであった。

原子力規制庁としては、多くの業務を担っている協力会社の意見を適確に吸い上げ、活かすことができるかが重要である旨述べた。

#### 6. 配付資料

なし

以上